

防衛庁訓令第105号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第107条第5項の規定に基づき、飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令を次のように定める。

昭和33年12月3日

防衛庁長官 左藤 義詮

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令

改正 昭和36年4月28日庁訓第26号  
昭和39年11月20日庁訓第48号  
昭和45年3月10日庁訓第7号  
平成13年1月6日庁訓第2号  
平成19年1月5日庁訓第1号  
平成20年4月1日省訓第32号  
平成23年4月1日省訓第16号  
平成27年12月10日省訓第96号  
平成31年3月29日省訓第17号

（趣旨）

第1条 この訓令は、自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する基準等を定めるものとする。

（飛行場又は航空保安施設の設置）

第2条 自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設は、防衛大臣が設置するものとする。

（飛行場の設置基準）

第3条 飛行場の位置、構造等の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 飛行場の周辺にある建造物、植物その他の物件で航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の離陸（離水を含む。以下同じ。）又は着陸（着水を含む。以下同じ。）に支障があると認められるものがないこと。
- (2) 滞空旋回圏（飛行場に着陸しようとする航空機の滞空旋回のために安全最小限と認められる飛行場の上空の所定の空域をいう。以下同じ。）が既存の飛行場に設定された滞空旋回圏と重ならないこと。
- (3) 陸上飛行場にあつては、別表第1に掲げる等級別の基準による滑走路、着陸帯、誘導路等を有すること。
- (4) 陸上飛行場及び陸上ヘリポートにあつては、滑走路、誘導路及びエプロン並びにこれらの強度に影響を及ぼす地下の工作物が、これらを使用することが予想される航空機の予想される回数の運航に十分耐えるだけの強度を有するものであること。

- (5) 陸上飛行場及び陸上ヘリポートにあつては、滑走路及び誘導路がこれらの上を航行する航空機の航行の安全のため、相互の間の十分な距離並びに接続点における適当な角度及び形状を有するものであること。
- (6) 陸上飛行場及び陸上ヘリポートにあつては、滑走路及び誘導路の両側に適当な幅、強度及び表面を有するショルダーを設けること。
- (7) 陸上飛行場にあつては、滑走路、着陸帯、滑走路端安全区域、誘導路、エプロン並びに滑走路、誘導路及びエプロンの強度に影響を及ぼす地下の工作物について、次に掲げる性能を有するものであること。
- イ 自重、土圧、地震動（当該施設を設置する地点において発生するものと想定される地震動のうち、地震動の再現期間と当該施設の設計供用期間（当該施設の設計に当たつて、当該施設に求められる性能を満足し続けるものとして設定される期間をいう。以下この号において同じ。）との関係から当該施設の設計供用期間中に発生する可能性が高いものに限る。））、水圧等による損傷等が当該施設の機能を損なわず、継続して使用することに影響を及ぼさないこと。
- ロ 波浪（当該施設を設置する地点において発生するものと想定される波浪のうち、当該施設の設計供用期間中に発生する可能性が高いものに限る。）による損傷等が当該施設の機能を損なわず、継続して使用することに影響を及ぼさないこと（滑走路、誘導路及びエプロンの強度に影響を及ぼす地下の工作物の場合を除く。）。
- ハ 自然状況、利用状況その他の当該施設が置かれる諸条件を勘案して、適当な表面を有すること（滑走路、誘導路及びエプロンの強度に影響を及ぼす地下の工作物の場合を除く。）。
- ニ 航空機を安全に駐機するため、駐機の方法等に応じ、十分な面積を有するとともに適切な形状を有すること（エプロンの場合に限る。）。
- (8) 陸上ヘリポートにあつては、別表第1に掲げる等級別の基準による滑走路、着陸帯及び誘導路等を有すること。
- (9) 陸上ヘリポート及び水上ヘリポートにあつては、当該ヘリポートに係る出発経路、進入経路及び場周飛行経路において飛行中のヘリコプター動力装置のみが停止した場合に地上又は水上の人又は物件に危険を及ぼすことなく着陸する場所を確保することができる立地条件を有するものであること。
- (10) 構築物の上に設置する陸上ヘリポートにあつては、次に掲げる附帯施設を有するものであること。

イ 航空機の脱落防止施設

ロ 燃料の流出防止施設

- (11) 水上飛行場にあつては、別表第2に掲げる等級別の基準による滑走路、着陸帯、旋回水域、誘導水路等を有するものであること。
  - (12) 水上飛行場及び水上ヘリポートにあつては、着陸帯、旋回水域及び誘導水路が干潮時において十分な深さを有するものであり、かつ、これらの水面の状態が航空機の安全な航行に適するものであること。
  - (13) 水上ヘリポートにあつては、別表第2に掲げる等級別の基準による着陸帯及び誘導水路を有するものであること。
  - (14) 別表第3に掲げる基準による飛行場標識施設（付図の様式による。）を有するものであること。
  - (15) 第6条各号に掲げる基準による航空保安無線施設を備えること（当該飛行場を主として使用する航空機の機種及び性能並びにその他飛行場の使用条件に応じて必要となるものに限る。）。
  - (16) 第8条各号に掲げる基準による航空管制施設を備えること（当該飛行場を主として使用する航空機の機種及び性能並びにその他飛行場の使用条件に応じて必要となるものに限る。）。
  - (17) 夜間着陸又は計器着陸の用に供する飛行場にあつては、第9条に規定する基準による飛行場灯火を備えること。
  - (18) 当該飛行場を主として使用する航空機の機種及び性能並びにその他当該飛行場の使用条件に応じて安全上必要とされる施設を備えること。
- 2 防衛大臣は、前項第5号及び別表第1から別表第4までに掲げる基準により難い場合には、別に定めるところにより、当該基準を緩和することができる。

（進入表面等）

第4条 自衛隊が設置する飛行場の進入表面、水平表面及び転移表面は、陸上飛行場及び陸上ヘリポートに係るものにあつては別表第1、水上飛行場及び水上ヘリポートに係るものにあつては別表第2のとおりとする。

（航空保安無線施設の種類）

第5条 航空保安無線施設の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) NDB（無指向性無線標識施設をいう。）
- (2) タカン
- (3) ILS（計器着陸用施設をいう。）

（航空保安無線施設の設置基準）

第6条 航空保安無線施設の位置、構造等の設置基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 既設の航空保安無線施設及び航空管制施設（以下「航空保安無線施設等」という。）の機能を損なわないように設置すること。

(2) 当該航空保安無線施設の機能に及ぼす地形的影響ができるだけ少ない場所に、かつ、建造物、植物その他の物件により当該施設の機能が損なわれないように設置すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第99条に規定する航空保安無線施設の設置の基準によるものとする。

（航空管制施設の種類）

第7条 航空管制施設の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 対空無線電話

(2) G C A（着陸誘導管制施設をいう。）又はラブコン

（航空管制施設の設置基準）

第8条 航空管制施設の位置、構造等の設置の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 既設の航空保安無線施設等の機能を損なわないように設置すること。

(2) 当該航空管制施設の機能に及ぼす地形的影響ができるだけ少ない場所に、かつ、建造物、植物その他の物件により当該施設の機能が損なわれないように設置すること。

(3) 送受信装置は、随時切り替えて使用することができるように2組設備すること。

(4) 予備自家発電機などの予備電源を設備すること。

（飛行場灯火の設置基準）

第9条 自衛隊が設置する飛行場灯火の種類は別表第4のとおりとし、その位置及び構造等の設置の基準は、航空法施行規則第117条に規定する飛行場灯火の設置の基準によるものとする。

（航空灯台）

第10条 航空機の運航の安全に必要なときは所要の場所に航空灯台を設置するものとし、その位置及び構造等の設置の基準は、航空法施行規則第116条に規定された基準によるものとする。

（航空障害灯）

第11条 航空障害灯は、自衛隊法第107条第2項において準用する航空法第51条の規定により設置するものとする。

（昼間障害標識）

第12条 昼間障害標識は、航空法第51条の2の規定により設置するものとする。

（設置の告示）

第13条 防衛大臣は、飛行場を設置したときは、当該飛行場について次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 名称、位置及び所在地

(2) 種類、等級及び車輪配置型式別許容航空機重量

- (3) 使用開始期日
  - (4) 設備の概要及び利用上の特記事項
- 2 防衛大臣は、航空保安無線施設を設置したときは、当該航空保安無線施設について、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。
- (1) 名称、位置及び所在地
  - (2) 種類及び方式
  - (3) 使用開始期日
  - (4) 搬送周波数
  - (5) 空中線電力
  - (6) コースの方向
  - (7) 識別符号
  - (8) 運用時間
  - (9) 前各号の掲げるもののほか当該航空保安無線施設の利用上の特記事項
- 3 防衛大臣は、航空灯火を設置したときは、当該航空灯火について次の各号に掲げる事項を告示するものとする。
- (1) 名称、位置及び所在地
  - (2) 種類及び方式
  - (3) 使用開始期日
  - (4) 灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項
  - (5) 運用時間
  - (6) 前各号の掲げるもののほか当該航空灯火の利用上の特記事項  
(変更の告示)
- 第14条 防衛大臣は、前条の規定により告示した事項を変更したときは、その変更した事項を告示するものとする。  
(休止等の告示)
- 第15条 防衛大臣は、飛行場又は航空保安施設の使用を休止し又は再開し若しくは廃止しようとするときは、休止の場合には予定する休止の開始期日及び期間、再開又は廃止の場合にはその予定期日について告示するものとする。  
(使用料等)
- 第16条 自衛隊の航空機以外の航空機に自衛隊の飛行場を使用させる場合の飛行場の使用料、航空保安施設の使用料等については別に定める。
- 2 防衛大臣は、前項の使用料等の基準について告示するものとする。  
(管理者)
- 第17条 飛行場及び航空保安施設は、防衛大臣の定めるところにより、それぞれ所在の陸上自衛隊の駐屯地司令、海上自衛隊の部隊の長又は航空自衛隊の基地司令がその管理者となるものとする。
- 2 前項の管理者は、この訓令で定める管理の基準に従って当該施設を

管理しなければならない。

(飛行場の管理基準)

第18条 飛行場の管理の基準は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 飛行場を第3条の基準(第2号に掲げるものを除く。)適合するように維持すること。
- (2) 点検、清掃等により飛行場の設備の機能を確保すること。
- (3) 改修その他の工事を行なう場合は、必要な標識の設置その他適当な措置をとり、航空機の航行を阻害しないようにすること。
- (4) 航空法第53条に規定する禁止行為を公衆の見やすいように掲示すること。
- (5) 航空法第53条第3項の立入禁止区域に境界を明確にする標識等を設置し、かつ、当該区域に人車両等がみだりに立ち入らないようにすること。
- (6) 飛行場における航空機の火災その他の事故に対処するため必要な消火設備及び救難設備を備え、事故が発生したときは直ちに必要な措置をとること。
- (7) 天災その他の原因により航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちにその使用を一時停止する等危害予防のため必要な措置をするとともにその復旧に努め、かつ、遅滞なくその旨を防衛大臣及び国土交通大臣に通報すること。
- (8) 関係行政機関と随時連絡できるような設備を有すること。
- (9) 飛行場の管理者は当該飛行場に飛行場業務日誌を備えつけ、次に掲げる事項を記録しこれを1年間保存すること。

イ 飛行場の設置の状況

ロ 施工した工事の内容

ハ 飛行場に災害、事故等があつたときは、その時刻、原因、状況及びこれに対する措置

ニ 防衛大臣及び国土交通大臣に対する報告事項及びその日時

ホ 関係諸機関との連絡事項

ヘ 航空機による飛行場の利用状況

ト その他飛行場の管理に関し必要な事項

(航空保安無線施設等の管理基準)

第19条 航空保安無線施設等の管理の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 所定の運用時間中当該施設の運用を確実に維持すること。
- (2) 航空保安無線施設等の改修、清掃等を行うことにより、これを完全な状態において保持すること。
- (3) 建築物、植物その他の物件により航空保安無線施設等の機能が損なわれるおそれがあるときは、直ちに当該物件の除去等必要な措置をとること。

- (4) やむを得ない理由により、航空保安無線施設等の運用を停止し、又は定格通達距離及びコースを変更し、若しくは識別符号送信の不良その他航空保安無線施設等の機能が損なわれた場合及び当該航空保安無線施設等の運用又は機能が復旧した場合は、遅滞なくその旨を防衛大臣及び国土交通大臣に報告すること。
- (5) 天災その他の事故により、航空保安無線施設等の運用に支障を生じたときは、直ちに復旧に努めるとともに、その運用をできるだけ継続する等航空の危害予防のため必要な措置をすること。
- (6) 航空保安無線施設等につき改修その他の工事を行うときは、航空機の航行を阻害しないように必要な措置をすること。
- (7) 業務日誌を備えつけ、次に掲げる事項を記録し、これを1年間保存すること。

イ 監視装置等により監視した結果（記録回数は、少くとも1日1回）及びその日時

ロ 当該施設について運用の停止その他の事故があつたときは、その日時、原因及びこれに対する措置

ハ 防衛大臣及び国土交通大臣に対する報告事項及びその日時

ニ その他参考となる事項

（飛行場灯火及び航空灯台の管理基準）

第20条 飛行場灯火及び航空灯台の管理の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 飛行場灯火及び航空灯台の改修、清掃等を行うことにより、これを完全な状態において保持すること。
- (2) 建築物、植物その他の物件により飛行場灯火及び航空灯台の機能がそこなわれるおそれがあるときは、直ちに当該物件の除去等必要な措置をすること。
- (3) やむを得ない理由により、飛行場灯火及び航空灯台の運用を停止し、又は飛行場灯火及び航空灯台の機能が損なわれた場合並びに当該飛行場灯火及び航空灯台の運用又は機能が復旧した場合は、遅滞なくその旨を防衛大臣及び国土交通大臣に報告すること。
- (4) 天災その他の事故により、飛行場灯火及び航空灯台の運用に支障を生じたときは、直ちにその復旧に努めるとともに、その運用をできるだけ継続する等航空の危害予防のため必要な措置をすること。
- (5) 当該灯火について業務日誌を備えつけ、次に掲げる事項を記録し、これを1年間保存すること。

イ 点検した結果及びその日時

ロ 当該灯火について運用の停止その他の事故があつたときは、その日時、原因及びこれに対する措置

ハ 防衛大臣及び国土交通大臣に対する報告事項及びその日時

ニ その他参考となる事項

(6) 飛行場灯火及び航空灯台は、所定の運用時間中点灯を維持すること。

(7) 飛行場灯火（飛行場灯台を除く。）は、夜間（日没から日出までの間をいう。）及び飛行場が計器飛行状態下にある場合において、航空機が離陸し若しくは着陸するとき又は上空を通過する航空機の援助のために必要と認められるときは、次に掲げる方法により点灯すること。

イ 着陸を予定する航空機があるときは、その着陸予定時刻の1時間前に点灯の準備をし、当該着陸予定時間の少なくとも10分前に点灯すること。

ロ 航空機が離陸したときは、離陸してから少なくとも5分間は点灯を継続すること。

（航空障害灯の管理の方法）

第21条 航空障害灯の管理の方法は、航空法施行規則第128条の例による。

（昼間障害標識の管理の方法）

第22条 昼間障害標識の管理の方法は、航空法施行規則第132条の4の例による。

（飛行場等の定期検査）

第23条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、自衛隊の設置する飛行場又は航空保安施設がこの訓令の定める基準に従って管理されることを確保するため、別に国土交通大臣と協議して定めるところにより、当該施設について定期的に検査をするものとする。

（物件の制限等のための告示）

第24条 防衛大臣は、自衛隊法第107条第2項の規定により準用される航空法第49条の規定に基き物件の制限をする必要があるときは、飛行場の名称及び所在地、位置及び範囲、着陸帯、進入区域、進入表面、転移表面、水平表面並びに使用開始の予定期日を告示するものとする。ただし、使用開始の予定期日の告示は、当該告示が飛行場の設置前に行われる場合に限り行うものとする。

（物件の制限等）

第25条 防衛大臣は、前条の規定による告示を行つた後に、自衛隊法第107条第2項の規定において準用する航空法第49条第1項ただし書に規定する承認を行うことができる。

（委任規定）

第26条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、整備計画局長が定めるものとする。

附 則

1 この訓令は、昭和33年12月3日から施行する。

2 自衛隊の飛行場を指定する訓令（昭和31年防衛庁訓令第7号）に



より指定された飛行場は、この訓令施行の日に、この訓令に基いて設置されたものとみなす。

3 第18条の規定による検査については、同条による定がなされるまでの間、航空法第47条第2項により国土交通大臣が行う検査の例により実施するものとする。

4 自衛隊の飛行場を指定する訓令は、廃止する。

附 則（昭和36年4月28日庁訓第26号）

この訓令は、昭和36年4月28日から施行する。

附 則（昭和39年11月20日庁訓第48号）

この訓令は、昭和39年11月20日から施行する。

附 則（昭和45年3月10日庁訓第7号）

この訓令は、昭和45年3月10日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成20年4月1日省訓第32号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日省訓第16号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月10日省訓第96号）

この訓令は、平成27年12月10日から施行する。

附 則（平成31年3月29日省訓第17号）

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令第3条第1項第4号及び第7号並びに別表第1の規定（以下「改正規定」という。）は、この訓令の施行の際現に存する陸上飛行場（その新設又は変更に関する工事の途中のものを含む。）に改正規定に適合しない部分（以下「不適合部分」という。）がある場合には、この訓令の施行後当該不適合部分に係る工事に着手する場合を除き、適用しない。

別表第1

陸上飛行場の設置基準

滑走路の長さによる等級別基準

等 級		a	b	c	d	e	f	g	
滑 走 路	長 さ	2,500m以上	2,100m以上	1,700m以上	1,300m以上	900m以上	500m以上	500m未満	
	幅	45m以上	45m以上	45m以上	45m以上	45m以上	30m以上	30m以上	
	最 大 縦 断 勾 配	1%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	
	最 大 横 断 勾 配	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	2%	2%	
着 陸 帯	滑 走 路 の 長 辺 を 両 短 辺 の 側 に それ ぞ れ 延 長 す る 長 さ	300m以上	60m以上	60m以上	60m以上	60m以上	60m以上	60m以上	
	幅	計 器 用	300m以上	300m以上	300m以上	300m以上	300m以上	140m以上	140m以上
		非 計 器 用	150m以上	150m以上	150m以上	150m以上	150m以上	80m以上	60m以上
	整 地 地 区 の 幅	150m	150m	150m	150m	150m	80m	60m	
	最 大 縦 断 勾 配	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	2%	2%	
	最 大 横 断 勾 配	整 地 地 区 の 範 囲	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
上 記 以 外 の 範 囲		10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	
滑 走 路 端 安 全 区 域	着 陸 帯 の 短 辺 から 当 該 短 辺 に 平 行 な 滑 走 路 端 安 全 区 域 の 辺 ま で の 距 離	計 器 用		90m以上	90m以上	90m以上	90m以上	90m以上	
		非 計 器 用		90m以上	90m以上	90m以上	90m以上	30m以上	
	幅	滑 走 路 幅 に 二 を 乗 じ て 得 た 長 さ 以 上							
			23m以上	23m以上	23m以上	23m以上	23m以上	15m以上	15m以上
誘 導 路	最 大 縦 断 勾 配	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	3%	3%	
	最 大 横 断 勾 配	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	2%	2%	
	誘 導 路 中 心 と 固 定 障 害 物 標 点 から の 半 径 の 長 さ	4,000m	3,500m	3,000m	2,000m	1,500m	1,000m	800m	
間 隔	滑 走 路 と 誘 導 路 の 中 心 間 隔	計 器 用	183m以上	176m以上	176m以上	168m以上	168m以上	78m以上	
	非 計 器 用	108m以上	101m以上	101m以上	93m以上	93m以上	48m以上	38m以上	
水 平 表 面	誘 導 路 中 心 と 固 定 障 害 物 標 点 から の 半 径 の 長 さ	4,000m	3,500m	3,000m	2,000m	1,500m	1,000m	800m	
	高 さ	45m	45m	45m	45m	45m	45m	45m	
進 入 表 面	進 入 区 域 の 長 さ	3,000m	3,000m	3,000m	3,000m	3,000m	3,000m	3,000m	
	外 端 末 の 幅	計 器 用	1,200m	1,200m	1,200m	1,200m	1,200m	1,200m	1,200m
		非 計 器 用	750m	750m	750m	750m	750m	750m	750m
	着 陸 帯 の 端 か ら 上 方 へ の 勾 配	計 器 用	1/50	1/50	1/50	1/50	1/50	1/50	1/50
非 計 器 用		1/40	1/40	1/40	1/40	1/40	1/30	1/20	
転 移 表 面	着 陸 帯 及 び 進 入 表 面 の 縁 か ら 外 上 方 に 水 平 表 面 に 至 る ま で 1/7 の 勾 配 を な す 面								

陸上ヘリポートの設置基準

滑走路の長さによる等級別基準

等 級		a	b	c	d			
滑 走 路	長 さ	90m以上	40m以上	15m以上	15m以上で使用予定航空機の投影面の長さの1.2倍以上			
	幅	30m以上	20m以上	15m以上	15m以上で使用予定航空機の投影面の幅の1.2倍以上			
	最 大 縦 断 勾 配	2%	2%	2%	2%			
	最 大 横 断 勾 配	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%			
着 陸 帯	滑 走 路 の 長 辺 を 両 短 辺 の 側 に それ ぞ れ 延 長 す る 長 さ	15m	15m	15m	使用予定航空機の投影面の長さの1.2倍以上			
	幅	50m以上	40m以上	30m以上	使用予定航空機の投影面の幅の1.2倍以上			
	最 大 縦 断 勾 配	2%	2%	2%	2%			
	最 大 横 断 勾 配	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%			
誘 導 路	幅	15m以上	9m以上	6m以上				
	最 大 縦 断 勾 配	3%	3%	3%				
	最 大 横 断 勾 配	3%	3%	3%				
間 隔	誘 導 路 線 と 固 定 障 害 物 と の 間 隔	15m以上	12m以上	9m以上				
水 平 表 面	標 点 から の 半 径 の 長 さ	800m	600m	400m	800m以下で防衛大臣が指定する長さ			
	高 さ	45m	45m	45m	45m			
進 入 表 面	進 入 区 域 の 長 さ	2,000m	1,500m	1,000m	2,000m以下で防衛大臣が指定する長さ			
	外 端 末 の 幅	$2 \tan 15^\circ \times (\text{進 入 区 域 の 長 さ}) + (\text{着 陸 地 帯 の 幅})$						
	着 陸 帯 の 端 か ら 上 方 へ の 勾 配	1/20	1/10	1/10	1/10以上1/4以下で防衛大臣が指定する勾配			
転 移 表 面	着 陸 帯 及 び 進 入 表 面 の 縁 か ら 外 上 方 に 水 平 表 面 に 至 る ま で 1/4 の 勾 配 を な す 面。た だ し、航 空 法 施 行 規 則 第 3 条 の 2 第 2 項 第 1 号 に 掲 げ る 場 合 に 該 当 す る と き は 1/4 以 上 で、同 項 第 2 号 に 掲 げ る 場 合 に 該 当 す る と き は 1/4 から 1/1 ま で で 防 衛 大 臣 が 指 定 す る 勾 配 を な す 面 と す る こ と が 可 能。							

別表第2

水上飛行場の設置基準

(イ) 滑走路の長さによる等級別基準

等級		a	b	c	d	e	
滑走路の長さ		4,300m以上	3,000m以上	2,000m以上	1,500m以上	1,500m未満	
着陸帯	幅	計器用	450m	450m	450m	300m	300m
		非計器用	300m	250m	200m	150m	100m
回旋水域		510m以上	360m以上	300m以上	230m以上	150m以上	
誘導水路		120m以上	105m以上	90m以上	75m以上	40m以上	
水平表面	標点からの半径の長さ	4,000m	3,500m	3,000m	2,500m	2,000m	
	標点からの高さ	45m	45m	45m	45m	45m	
進入表面	進入区域の長さ		3,000m	3,000m	3,000m	3,000m	3,000m
	外端末の幅	計器用	1,200m	1,200m	1,200m	1,200m	1,200m
		非計器用	750m	750m	750m	750m	750m
	着陸帯の端から上方への勾配	計器用	1/50	1/50	1/50	1/50	1/50
非計器用		1/40	1/40	1/30	1/30	1/20	
転移表面		着陸帯及び進入表面の縁から外上方に水平表面に至るまで1/7の勾配をなす面					

(ロ) 着陸帯の深さによる等級別基準

等級	着陸帯の深さ	等級	着陸帯の深さ
1	4.5m以上	4	1.2m以上
2	3.7m以上	5	0.9m以上
3	2.4m以上		

水上ヘリポートの設置基準

着陸帯の長さによる等級別基準

等級		a	b	
着陸帯	長さ	100m以上	50m以上	
	幅	50m以上	30m以上	
誘導水路		30m以上	20m以上	
水平表面	標点からの半径の長さ	800m	600m以下で防衛大臣が指定する長さ	
	高さ	45m	45m	
進入表面	進入区域の長さ		2,000m	2,000m以下で防衛大臣が指定する長さ
	外端末の幅		$2\tan 15^\circ \times (\text{進入区域の長さ}) + (\text{着陸地帯の幅})$	
	着陸帯の端から上方への勾配		1/20	1/10以上1/4以下で防衛大臣が指定する勾配
転移表面		着陸帯及び進入表面の縁から外上方に水平表面に至るまで1/4の勾配をなす面。ただし、航空法施行規則第3条の2第2項第1号に掲げる場合に該当するときは1/4以上で、同項第2号に掲げる場合に該当するときは1/4から1/1までで防衛大臣が指定する勾配をなす面とすることができる。		

別表第3

飛行場標識施設の設置基準

標識施設の 種類	飛行場の種類		陸上飛行場		陸上ヘリ ポート	水上飛行場及び 水上ヘリポート		設 置 要 領
	細 目 方 式	計器用 飛行場	非計器用飛行場		D	広範囲の 着陸帯を 有する場 合	狭範囲の 着陸帯を 有する場 合	
			舗装され た滑走路 の場合	舗装され ていない 滑走路の 場合				
		A	B	C		E	F	
着陸帯境界標識		△	△	△	△			境界が明りようでない着陸帯の両長辺に長さ3m、断面の二等辺三角形の底辺が1m、高さ0.5mの三角柱を200m以下の等間隔に設置し、また高さ0.5m、底辺の直径0.75mの円錐体を90m以下の等間隔に設置すること。
滑走路標識	滑走路中心線標識	○	○					長さ36m、幅0.9m（非計器用飛行場にあつては、0.3m）の線を間隔30m以内に滑走路縦方向中心線上に設置すること。
	指示標識	○	○	△	△			付図の様式による。
	滑走路末端標識	○						付図の様式による。
	移設滑走路末端標識	△	△					付図の様式による。
	滑走路縁標識	△	△	○				付図の様式による。
誘導路標識	接地帯標識	○			○			付図の様式による。
	誘導路縁標識			○	△			付図の様式による。
	誘導路中心線標識	○	○		△			幅0.15mの線を誘導路縦方向中心線に設置すること。
過走帯標識		○	○		△			付図の様式による。
積雪離着陸区域標識		△	△	△	△			積雪している滑走路の離着陸可能区域の両長辺に100m以下の等間隔に付図の様式により設置すること。
風向指示器		○	○	○	○	○	○	付図の様式による。
広範囲の着陸帯の境界標識						○		着陸帯の周囲に各辺少なくとも8個以上1000m以下の等間隔に付図の様式により設置すること。
狭範囲の着陸帯の境界標識							○	着陸帯の両長辺に少なくとも8個以上300m以内の等間隔に付図の様式により設置すること。

(注) 1 ○……設置を必要とするもの △……所要に応じて設置するもの  
2 着陸帯境界標識、舗装されていない滑走路の場合の滑走路縁標識及び誘導路縁標識の色彩は、明りような一色とする。  
3 2に規定する場合を除き、滑走路標識は白色、誘導路標識及び過走帯標識は黄色とする。ただし、滑走路表面が明るい色で滑走路標識が識別し難い場合には、黒色で当該標識を縁どりすることができる。  
4 舗装されていない滑走路の場合の滑走路縁標識又は誘導路縁標識は、それぞれ滑走路灯又は誘導路灯が設置されている場合には、その灯器を標識とすることができる。  
5 指示標識の数字は、進入方向から見た滑走路の方位を磁北からまわりに測ったものの1/10（小数点以下第1位を四捨五入する。）の整数とする。1けたとなる場合には、最初に0をつける。指示標識の文字は平行滑走路がある場合には、進入方向から見て左から順次に次のとおり標示する。  
2本の平行滑走路のある場合「L」「R」  
3本の平行滑走路のある場合「L」「C」「R」  
4本の平行滑走路のある場合「L」「LC」「RC」「R」  
5本の平行滑走路のある場合「L」「LC」「C」「RC」「R」

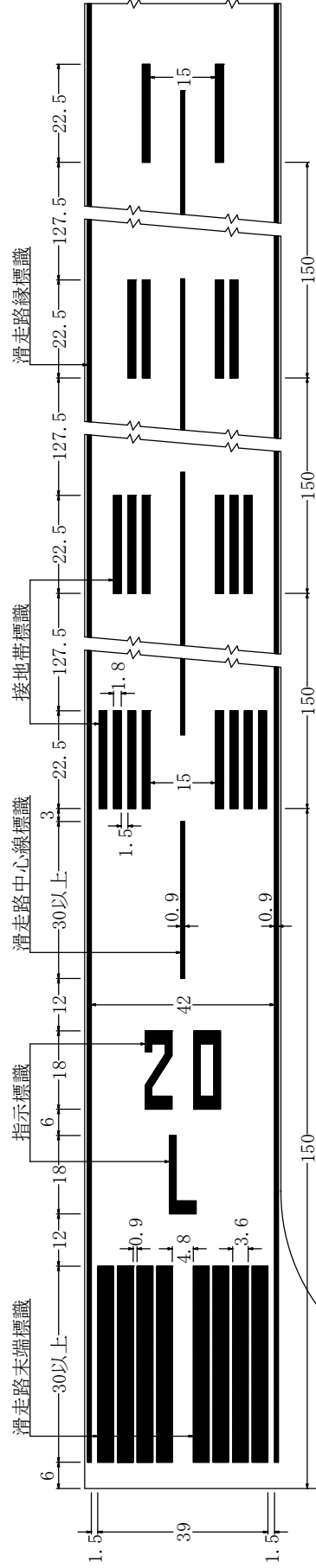
別表第4

飛行場灯火の設置基準

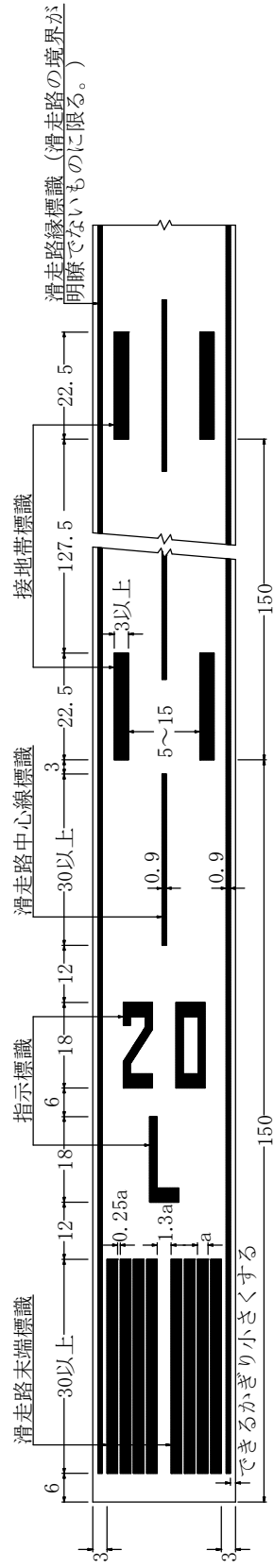
飛行機の種類 細目 方式 飛行場灯火の種類	陸上飛行場			陸上ヘリポート	水上飛行場及び水上ヘリポート	
	計器用飛行場	非計器用飛行場			広範囲の着陸帯を有する場合	狭範囲の着陸帯を有する場合
		舗装された滑走路の場合	舗装されていない滑走路の場合	D		
	A	B	C	D	E	F
飛行場灯台	○	○	○	○	○	○
補助飛行場灯台	△	△	△	△	△	△
旋回灯	△	△				
進入灯	△					
進入角指示灯	△	△				
滑走路灯	○	○	○			
滑走路末端灯	○	○	○			
滑走路末端補助灯	△					
滑走路末端識別灯	△	△				
滑走路中心線灯	△					
滑走路距離灯	△					
非常用滑走路灯	△	△	△			
境界灯				○		
境界誘導灯				△		
誘導路灯	○	○	○	△		
誘導路中心線灯	△					
離陸目標灯	△	△				
着陸方向指示灯	△	△	△	△	△	△
風向灯	○	○	○	○	○	○
指向信号灯	○	○	△	△	△	△
禁止区域灯	△					
着陸区域照明灯				△		
着水路灯						○
着水路末端灯						○
水上境界灯					○	
水上境界誘導灯					○	
誘導路水路灯						△
進入灯台		△				

(注) ○……設置を必要とするもの △……所要に応じて設置するもの

(付図)

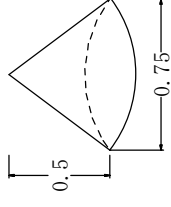
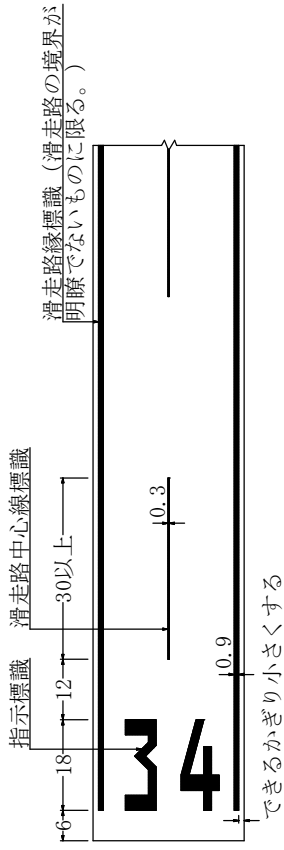


滑走路標識 (計器用滑走路で幅45メートル以上のもの)



滑走路標識 (計器用滑走路で幅45メートル未満のもの)

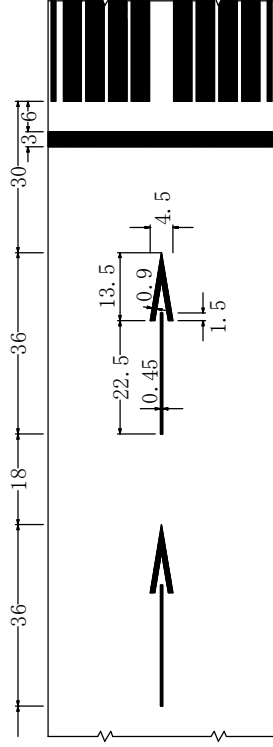
(注) 単位はメートルとする。



備考：標識は、滑走路では90メートル（末端付近にあつては15メートル）以下の等間隔に、誘導路では30メートル以下の等間隔に設置すること。

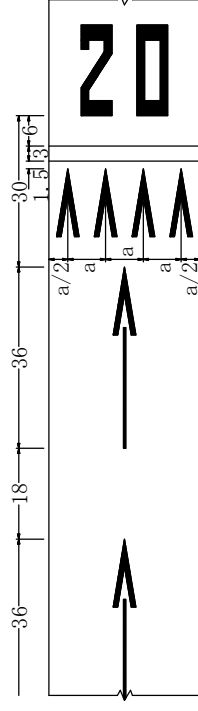
### 滑走路標識 (非計器用)

### 舗装されていない滑走路の場合の滑走路縁線標識及び誘導路縁線標識



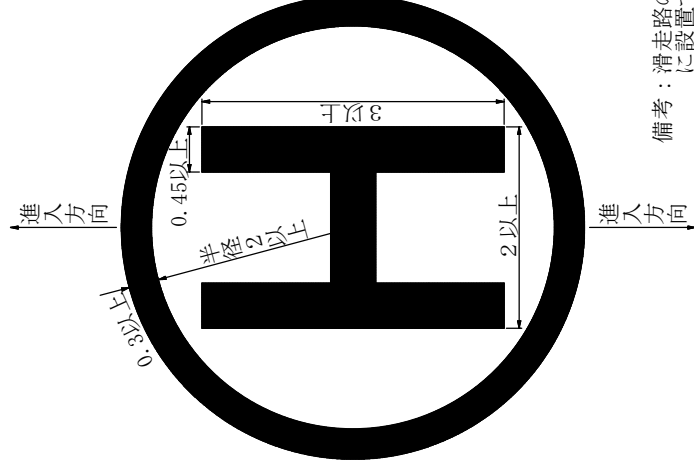
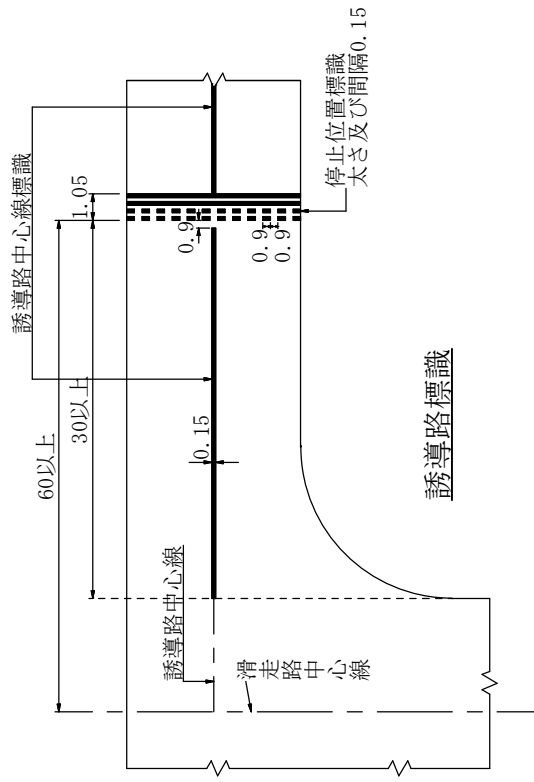
### 移設滑走路末端標識 (計器用)

(注) 単位はメートルとする。



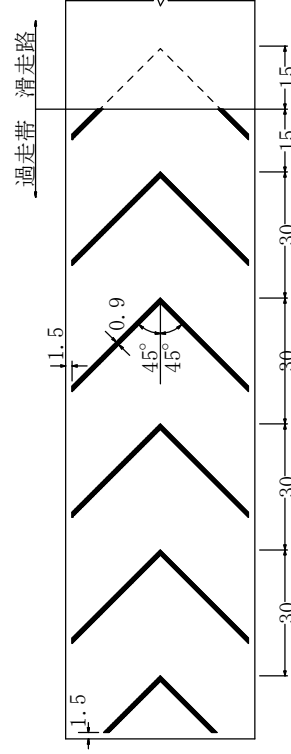
備考：aは、滑走路幅の1/4または7メートル以上11.25メートル以下とする。

### 移設滑走路末端標識 (非計器用)



備考：滑走路の接地位置  
に設置すること。

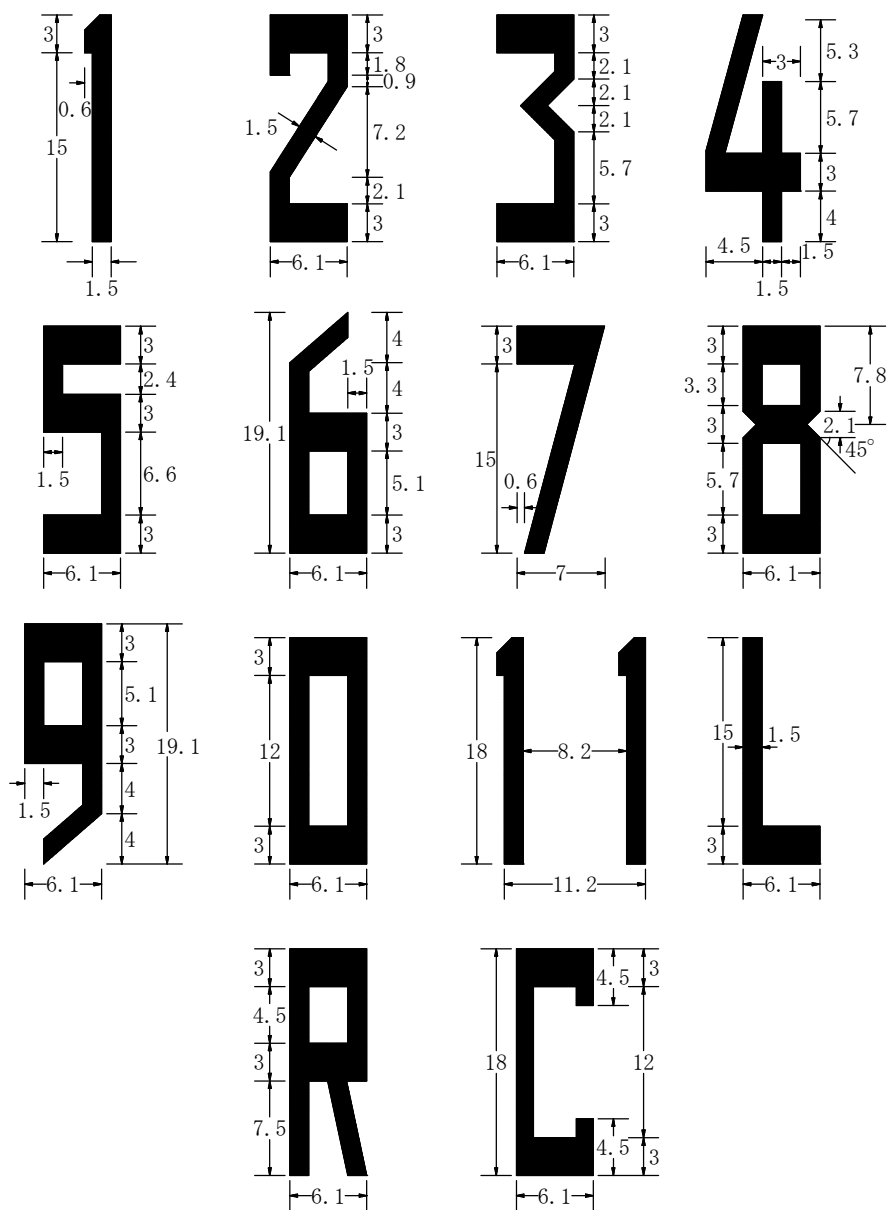
陸上へりポートの接地帯標識



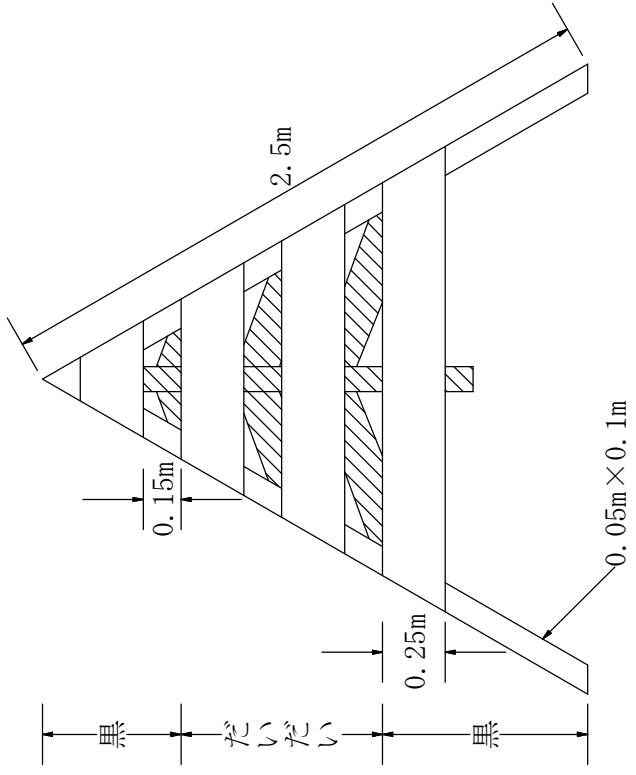
過走帯標識

(注) 単位はメートルとする。

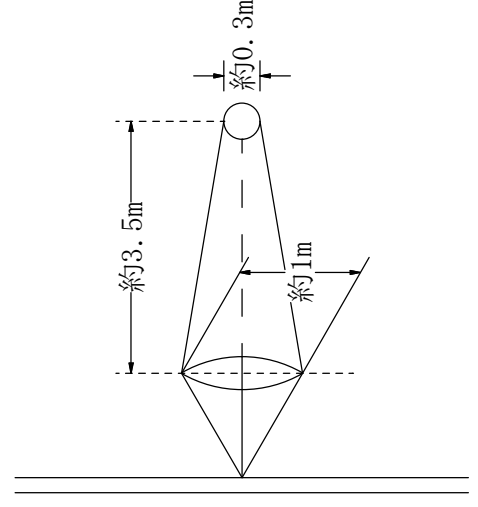




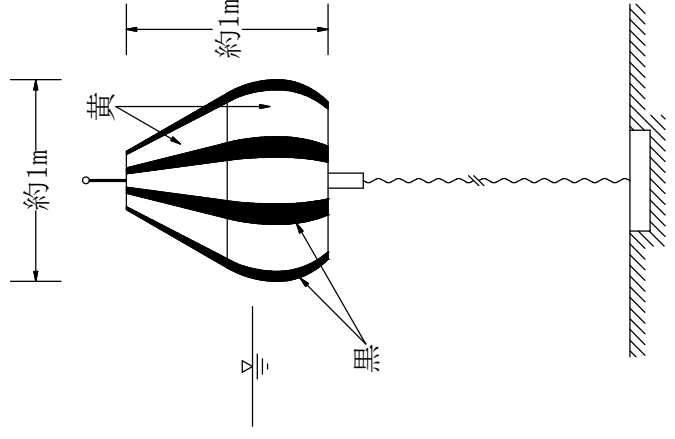
- (注) 1 単位はメートルとする。  
 2 滑走路に数字を記入する場合、上記に示された1を除き数字の間隔は水平に測り5メートルとする。



積雪離着陸区域標識



風向指示器



着陸帯の境界標識  
(水上飛行場・水上ヘリポート)